



平成27年度 犬の登録・狂犬病予防注射会場

日時		会場
14日(火)	午前9時15分～10時15分	元総社公民館
	午前10時45分～11時30分	鳥羽町東部公民館
	午後1時～1時30分	江田町公民館
	午後2時～2時30分	石倉町中部公民館
15日(水)	午前9時15分～10時15分	大利根町公民館
	午前10時45分～11時30分	稲荷新田町公民館
	午後1時～1時30分	紅雲町二丁目巖島神社
	午後2時～2時30分	表町一丁目自治会館
16日(木)	午前9時15分～10時15分	小屋原町公民館
	午前10時45分～11時30分	下増田町公民館
	午後1時～1時30分	天川大島町原町自治会館
	午後2時～2時30分	下川町公民館
17日(金)	午前9時15分～10時15分	力丸町会議所
	午後1時～1時30分	亀里町竜門集落センター
	午後2時～2時30分	後閑町公民館
	午後2時～2時30分	桂萱公民館
19日(日)	午前9時30分～11時30分	市保健所
	午後1時30分～3時30分	市保健所
21日(火)	午前9時15分～10時15分	総社公民館
	午前10時45分～11時30分	清里公民館
	午後1時～1時30分	高井町公民館
	午後2時～2時30分	総社町桜が丘集会所
22日(水)	午前9時15分～10時15分	下細井町公民館
	午前9時30分～10時	東金丸自治会館
	午前10時30分～11時	白草公民館
	午前10時45分～11時30分	川原町公民館
	午後1時～1時30分	若宮町四丁目公民館
	午後1時～1時30分	滝窪公民館
	午後2時～2時30分	北代田町公民館
	午後2時～2時30分	下滝公民館
23日(木)	午前9時15分～10時30分	水道局
	午前9時30分～10時	茂木町自治会館
	午前10時30分～11時	足軽町自治会館
	午前11時～11時30分	緑が丘町公民館
	午後1時～1時30分	昭和町一丁目萩公民館
	午後1時～1時30分	横沢多目的集会センター
	午後2時～2時30分	堀越公民館
	午後2時～2時30分	堀越公民館
24日(金)	午前9時15分～10時15分	南橋公民館
	午前9時30分～10時	上大屋衆会場
	午前10時30分～11時	樋越町公民館
	午前10時45分～11時30分	荒牧町公民館
	午後1時～1時30分	端気町公民館
	午後2時～2時30分	河原浜住民センター
	午後2時～2時30分	勝沢町公民館
	午後2時～2時30分	勝沢町公民館
26日(日)	午前9時30分～11時30分	大胡支所
	午前9時30分～11時30分	上川淵公民館
	午後1時30分～3時30分	東公民館
	午後1時30分～3時30分	東公民館
10日(日)	午前9時15分～10時15分	下川淵公民館
	午前9時30分～10時	中之沢住民センター
	午前10時30分～11時	室沢集落センター
	午前10時45分～11時30分	上川淵公民館上北分館
	午後1時～1時30分	山王町一丁目公民館
	午後1時～1時30分	月田公民館
	午後2時～2時30分	山王町二丁目公民館
	午後2時～2時30分	山王町二丁目公民館
12日(火)	午前9時15分～10時15分	六供町集会所
	午前9時30分～10時	新屋住民センター
	午前10時30分～11時	女淵公会堂
	午前10時45分～11時30分	上佐鳥町公民館
	午後1時～1時30分	広瀬町二丁目集会所
	午後1時～1時30分	深津集落センター
	午後2時～2時30分	朝倉町集会所
	午後2時～2時30分	朝倉町集会所
13日(水)	午前9時15分～10時15分	六供町集会所
	午前9時30分～10時	新屋住民センター
	午前10時30分～11時	女淵公会堂
	午前10時45分～11時30分	上佐鳥町公民館
	午後1時～1時30分	広瀬町二丁目集会所
	午後1時～1時30分	深津集落センター
	午後2時～2時30分	朝倉町集会所
	午後2時～2時30分	朝倉町集会所

日時		会場
14日(火)	午前9時15分～10時15分	飯土井町公民館
	午前9時30分～10時	稲里集落センター
	午前10時30分～11時	込皆戸集会所
	午前10時45分～11時30分	城南公民館
	午後1時～1時30分	鶴が谷町公民館
	午後1時～1時30分	中区民センター
	午後2時～2時30分	荒口町公民館(旧集落センター)
	午後2時～2時30分	膳集出荷所
15日(金)	午前9時15分～10時15分	駒形町会議所
	午前10時45分～11時30分	下大島町公民館
	午後1時～1時30分	文京町三丁目自治会館
	午後2時～2時30分	文京町二丁目自治会館
17日(日)	午前9時30分～11時30分	粕川支所
	午前9時15分～10時15分	永明公民館
	午前9時30分～10時	柏倉町コミュニティセンター
	午前10時30分～11時	柏倉町集落センター
	午前10時45分～11時30分	天川大島町本町公民館
	午後1時～1時30分	上大島町公民館
	午後1時～1時30分	鼻毛石町集落センター(旧宮城保健センター)
	午後2時～2時30分	小島田町公民館
20日(水)	午前9時15分～10時15分	西大室町公民館
	午前9時30分～10時	市之関町集落センター
	午前10時30分～11時	三夜沢赤城神社社務所
	午前10時45分～11時30分	荒子町農業構造改善センター
	午後1時～1時30分	南町四丁目公民館
	午後1時～1時30分	苗ヶ島町集落センター
	午後2時～2時30分	南町二丁目公民館
	午後2時～2時30分	南町二丁目公民館
21日(木)	午前9時15分～10時15分	芳賀公民館
	午前9時30分～10時	馬場町集落センター
	午前10時30分～11時	大前田町集落センター
	午前10時45分～11時30分	三俣町二丁目公民館
	午後1時～1時30分	堀之下町公民館
	午後2時～2時30分	東片貝町公民館
	午後2時～2時30分	龍蔵寺町公民館
	午後2時～2時30分	田口町公民館
22日(金)	午前9時15分～10時15分	龍蔵寺町公民館
	午前10時45分～11時30分	田口町公民館
	午後1時～1時30分	金丸町公民館
	午後2時～2時30分	嶺町公民館
24日(日)	午前9時30分～11時30分	宮城支所
	午前9時15分～10時15分	上小出町公民館
	午前9時30分～11時	中島住民センター
	午前10時45分～11時30分	幸塚町公民館
	午後1時～1時30分	青梨子町前原集落センター
	午後1時～2時30分	時東住民センター
	午後2時～2時30分	上細井町公民館
	午後2時～2時30分	上細井町公民館
26日(火)	午前9時15分～10時15分	米野会館
	午前9時30分～11時	米野会館
	午前10時45分～11時30分	西片貝町公民館
	午後1時～1時30分	小坂子町公民館
	午後1時～2時30分	原中会館
	午後2時～2時30分	原中会館
	午後2時～2時30分	古市町公民館
	午後2時～2時30分	新地会館
27日(水)	午前9時15分～10時15分	新地会館
	午前9時30分～11時	下新田町公民館
	午前10時45分～11時30分	諏訪会館(城東町二丁目)
	午後1時～1時30分	所替戸農業者研修センター
	午後1時～2時30分	朝日町一丁目公民館
	午後2時～2時30分	朝日町一丁目公民館
	午後2時～2時30分	富田町集落センター
	午後2時～2時30分	富田町集落センター
28日(木)	午前9時15分～10時15分	富田町集落センター
	午前10時45分～11時30分	泉沢町公民館
	午後1時～1時30分	亀泉町公民館
	午後1時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
29日(金)	午前9時15分～10時15分	富田町集落センター
	午前10時45分～11時30分	泉沢町公民館
	午後1時～1時30分	亀泉町公民館
	午後1時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
	午後2時～2時30分	江木団地集会所
31日(日)	午前9時30分～11時30分	富士見支所(庁舎南側)
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場
	午後1時30分～3時	石井一区住民センター駐車場



市外から転入した場合、市外から犬を連れて転入した場合は、登録の変更届が必要です。転入前の居住地で交付された犬鑑札を用意して、会場か市保健所内衛生検査課、各支所で手続きを行ってください。

動物病院でも登録と注射が可能

市の委託を受けた動物病院で、登録手数料の支払いや犬鑑札・注射済票の交付ができます。詳しくは動物病院へ問い合わせてください。

ペットとの生活に欠かせない大切なこと

飼い主にとってはかわいいペットでも、中には動物が嫌いな人や鳴き声や臭いを嗅ぐだけで不快になる人もいます。ペットと気持ちよく暮らすためには、周りの人への配慮も必要です。

●犬を飼うときのマナー

ふんの後始末は飼い主の責任です。散歩の途中でしたふんは必ず持ち帰ってください。犬の放し飼いは条例で禁止されています。散歩のときは必ずリード（散歩用の綱）を付けてください。また、犬鑑札や注射済票には、迷子札の役割も。会場で取り付けリングを配布していますので、首輪に必ず付けてください。

●飼い犬が死亡したとき

飼い犬が死亡したときは、届け出が必要です。届け出は市保健所内衛生検査課か各支所へ。電話でも受け付けます。

■猫を飼うときのマナー

ふん尿や鳴き声で近所に迷惑をかけないように、猫は室内で飼いましょう。猫は自分の空間を大切に生き物で、外に出な



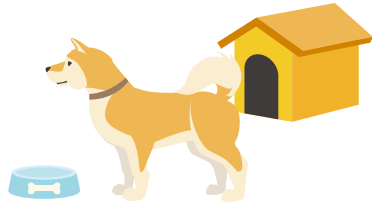
4月から6月は狂犬病予防注射月間です。飼い主は、犬の登録（犬の生涯に1回）と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。必ず受けさせてください。

問い合わせは 衛生検査課 ☎027-220-5777

入したメモ

注意点Ⅱ犬は会場に入ると慣れない環境のため興奮することもあります。犬を押さえられる人が連れてきてください

その他Ⅱ飼い犬が病気などの理由で注射を見合わせる場合は、動物病院が発行する注射猶予書か診断書を、市保健所内衛生検査課へ提出してください



問い合わせは 衛生検査課 ☎027-220-5777

くてもストレスを感じることはほとんどありません。交通事故に遭うこともなく、他の猫から病気がうつることもないので長生きすることができます。

■犬や猫の里親募集

前橋市では、殺処分される犬や猫を少しでも減らすため、ルールを守って最後まで飼育できる飼い主を募集しています。詳しくは問い合わせてください。

猫の去勢・不妊手術を補助

動物病院で受ける猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助します。4月以降に行った手術が補助対象です。また、予算額に達した時点で受け付けを終了します。詳しくは問い合わせください。

対象＝市内に住民票のある人が飼っている猫か、責任を持って世話をしている猫（1世帯当たり3匹まで）

補助上限金額＝1匹当たり〈去勢〉3,000円〈不妊〉5,000円

用意する物＝領収書・印鑑・申請者名義の預金通帳
申し込み＝手術後3カ月以内に市保健所内衛生検査課へ直接